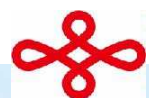


都市計画の案の説明会資料

西三河都市計画道路の変更について

令和3年2月



西尾市都市計画課

～ 目 次 ～

西三河都市計画道路の変更について

- ① 都市計画道路とは
- ② 都市計画道路の現状と課題
- ③ 都市計画道路の見直し方針
- ④ 変更対象路線
- ⑤ 今後（計画廃止後）について
- ⑥ 今後のスケジュール（予定）

① 都市計画道路とは

都市計画道路とは、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設として都市計画に位置づけられ、大きくは以下の3つの機能を有しています。

交通機能	都市や都市間等の円滑な移動を確保する機能
空間機能	都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）などの収容空間を確保する機能
市街地形成機能	都市構造を形成し、街区を形成する機能

また、道路を都市計画に位置づける意義として、以下のようなことが挙げられます。

- 道路の整備に必要な区域をあらかじめ明確にすること。
（区域内での建築物の建築には制限がかかっています）
- 土地利用や都市施設相互の計画を図ることにより、総合的、一体的に都市の整備、開発を進めること。
- 開かれた手続きにおいて地域社会の合意形成を図ること。

② 都市計画道路の現状と課題

現状

西尾市における都市計画道路の総延長は約202kmであり、そのうち整備済延長は約136kmとなっている。

未整備区間の多くは高度経済成長期までに計画決定されたもので、計画決定時以降、想定していた市街地の拡大が進まなかったなど、社会経済情勢が変化。

課題

全線整備には時間が必要で、民有地への建築制限が長期に及ぶなど、有効な土地利用を妨げてしまう。

計画の必要性などを再検証する必要がある。

③ 都市計画道路の見直し方針

③-1.都市計画道路の見直しの基本的な考え方

愛知県の定めた「愛知県都市計画道路見直し方針」を参考にし、「西尾市の都市計画道路見直し方針」を定め、令和2年1月にパブリックコメントを行いました。

基本的な考え方

(1) 未着手区間について見直しを検討

都市計画道路のうち、特に未着手区間について、計画の廃止、変更等を検討。

(2) 社会経済情勢の変化などを考慮して必要性を検証

未着手区間の多くは計画決定後かなりの年数が経過しているため、現在の社会経済情勢などを考慮した上で、評価項目を設定し、必要性を検証。

(3) 財政負担の軽減、既存道路の有効活用を考慮して代替性を検証

未着手区間の付近の現道で、その機能を代替できないか検証し、代替できる場合、当該路線の廃止を検討。

③ 都市計画道路の見直し方針

③-2.見直しの判断基準

判断基準

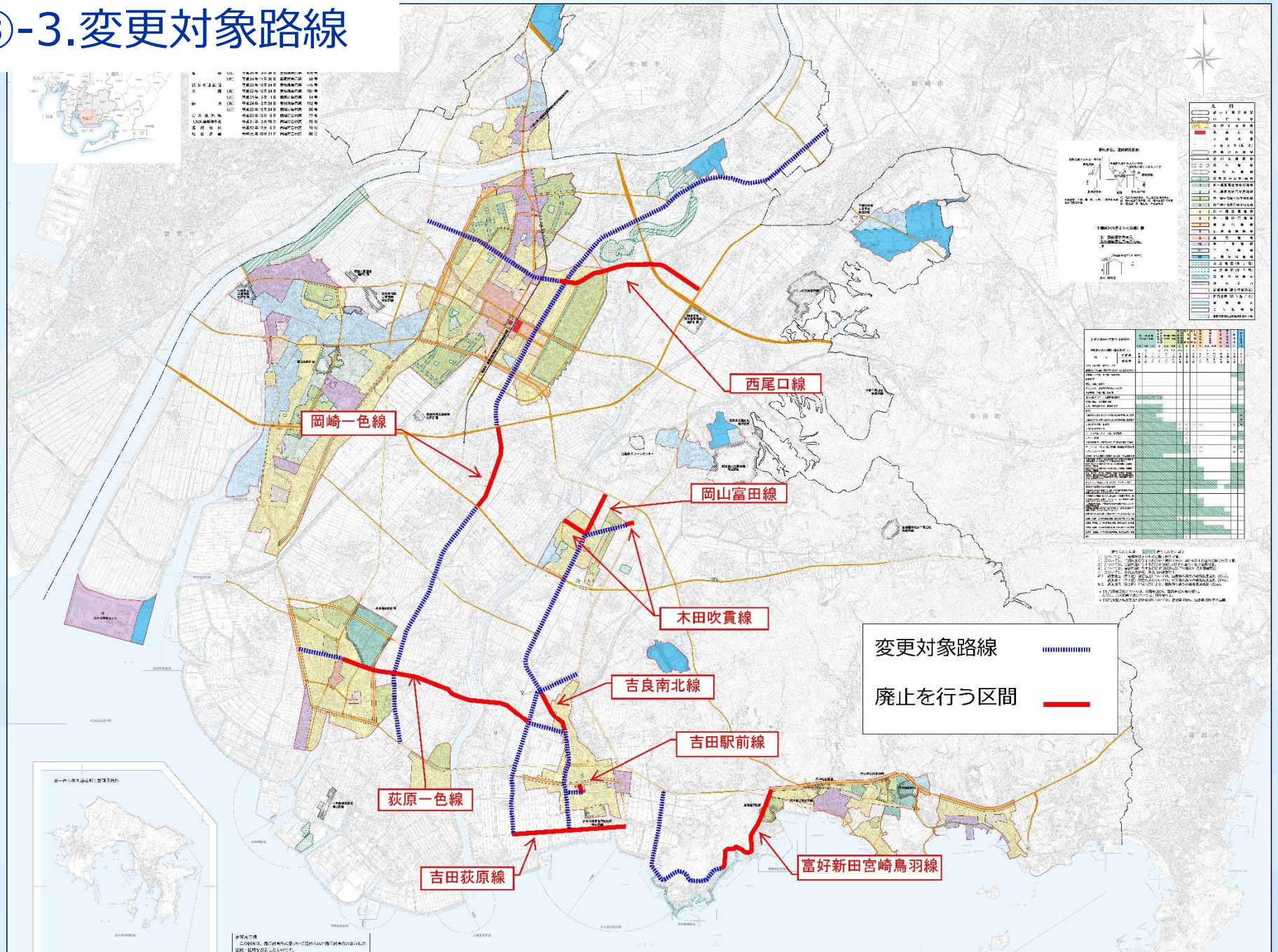
- I 整備済あるいは事業中か
- II 計画の必要性はあるか
- III 歴史・文化資源・環境などに必要性を上回る多大な影響があるか
- IV 代替性を検討すべきか
- V 計画上の必要性を代替する道路があり、総合的に判断して計画を廃止すべきか
- VI 幅員や線形等の再検討が必要か

③-3.変更対象路線

パブリックコメントや関係機関との調整等の結果、変更対象路線は次の9路線となりました。

③ 都市計画道路の見直し方針

③-3. 変更対象路線

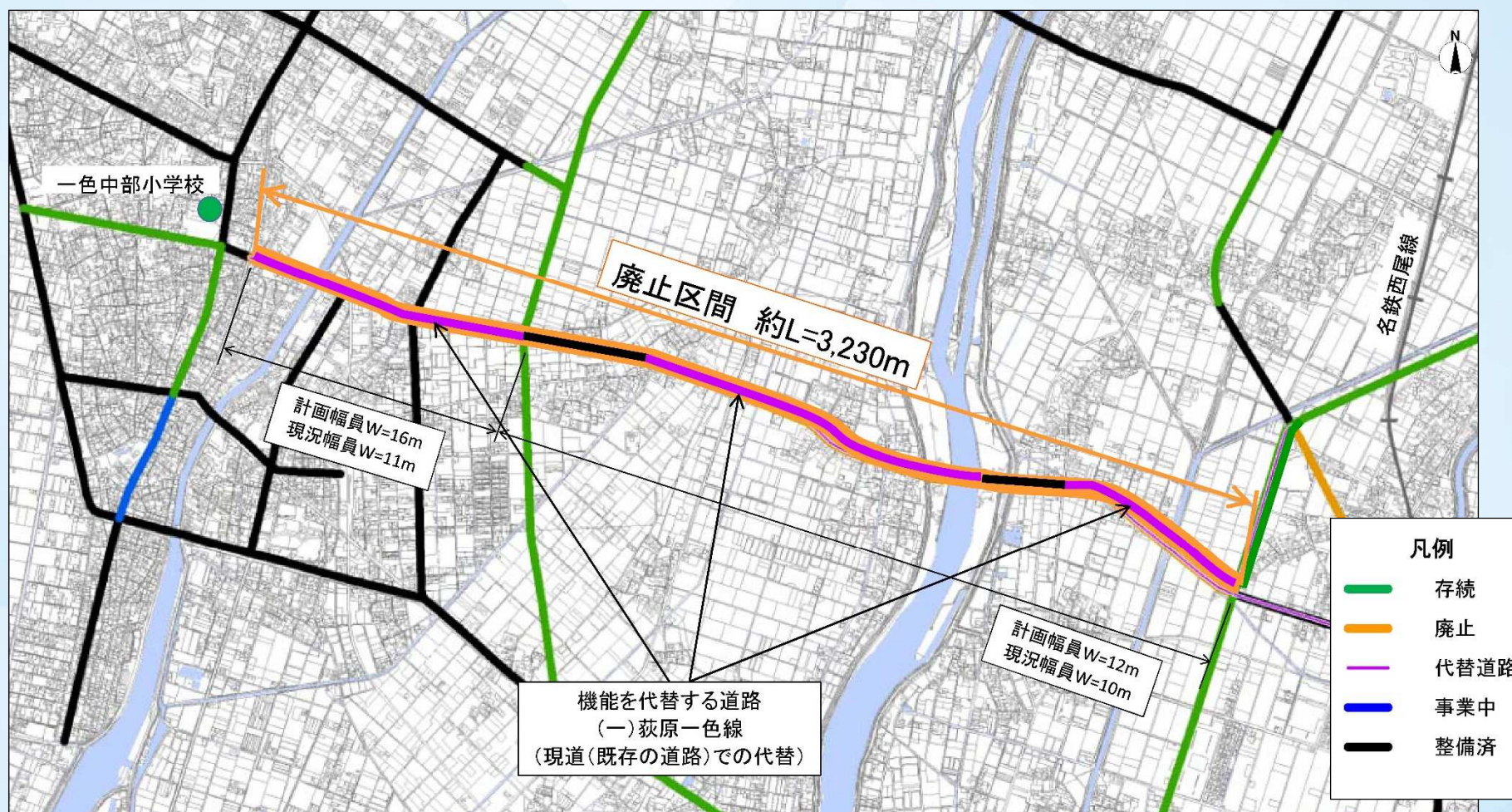


④ 変更対象路線 「3・5・27号 荻原一色線」

一部区間の廃止

廃止区間の同位置には、2車線で概ね歩道を有する一般県道荻原一色線があり、吉良地区から一色地区へのネットワークを形成するとともに、円滑な交通処理を行っています。

都市計画決定後、沿線では当初見込んでいた市街化が進まず、また今後も見込まれないことから、約3,230mの区間について都市計画を廃止します。



④ 変更対象路線 「3・4・34号 吉良南北線」

一部区間の廃止

廃止区間の南西側には、2車線で両側歩道を有する一般県道荻原一色線、2車線で片側歩道を有する市道吉田荻原線があり、吉良支所や荻原小学校へのアクセスを支えています。

また、計画区間には県有形文化財の旧糟谷邸があり、都市計画どおり道路を整備するよりも、歴史的遺産を含め既存のまちなみを保全した方が望ましいため、約790mの区間について都市計画を廃止します。

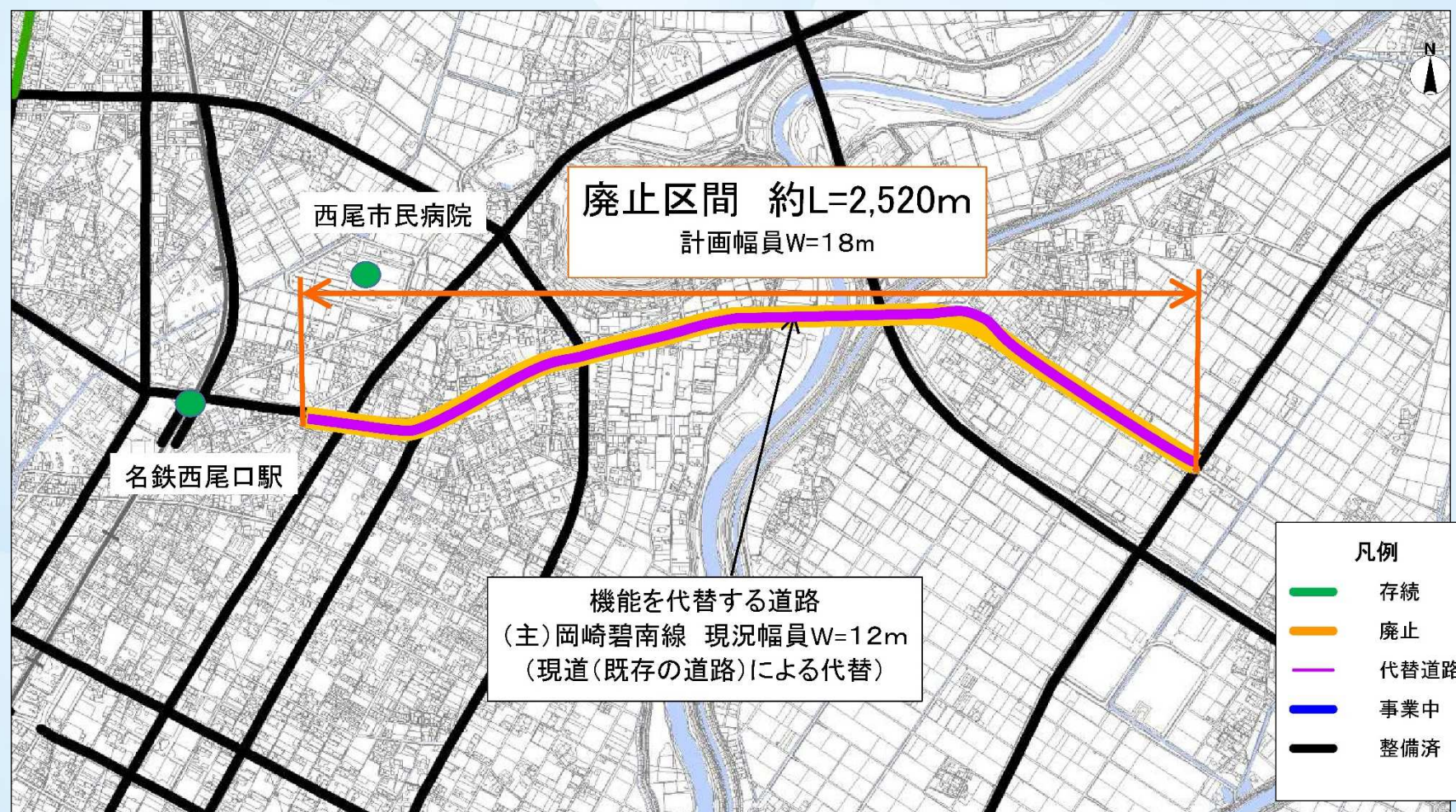


④ 変更対象路線 「3・4・52号 西尾口線」

一部区間の廃止

廃止区間の同位置には、2車線で概ね両側歩道を有する主要地方道岡崎碧南線があり、名鉄西尾口駅周辺から西尾市江原町へのネットワークを形成するとともに、円滑な交通処理を行っています。

都市計画決定後、沿線では当初見込んでいた市街化が進まず、また今後も見込まれないことから、約2,520mの区間について都市計画を廃止します。

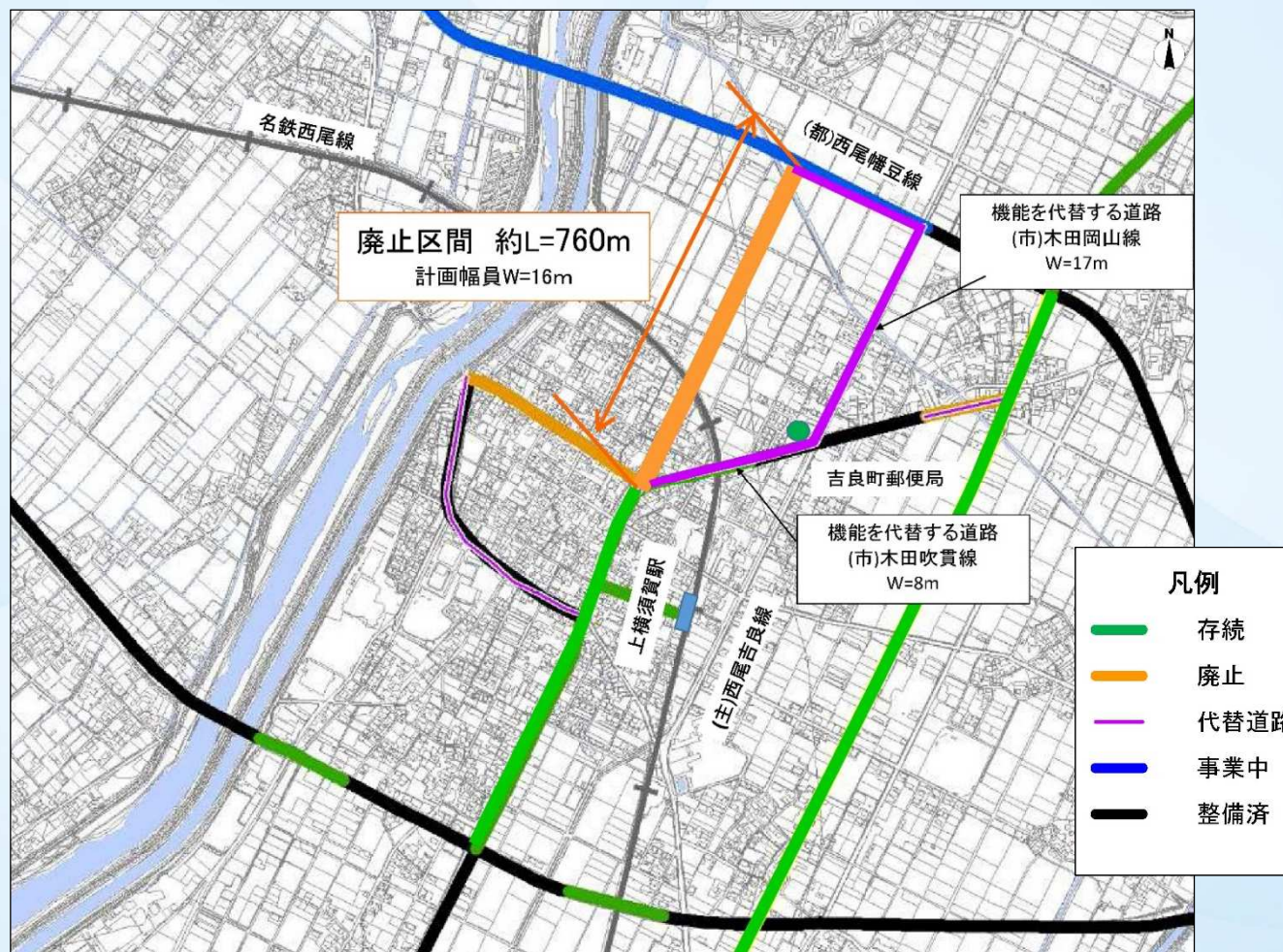


④ 変更対象路線 「3・4・72号 岡山富田線」

一部区間の廃止

廃止区間の東側には、2車線で片側歩道を有する市道木田岡山線があり、(都)西尾幡豆線や主要地方道西尾吉良線などを結ぶネットワークを形成するとともに、円滑な交通処理を行っています。

都市計画決定後、当区間の北側沿線では市街地拡大が進まず、また、南側沿線では計画通り鉄道交差部を立体構造で整備した場合、周辺のまちなみに大きな影響を与えることが懸念されるため、約760mの区間について都市計画を廃止します。

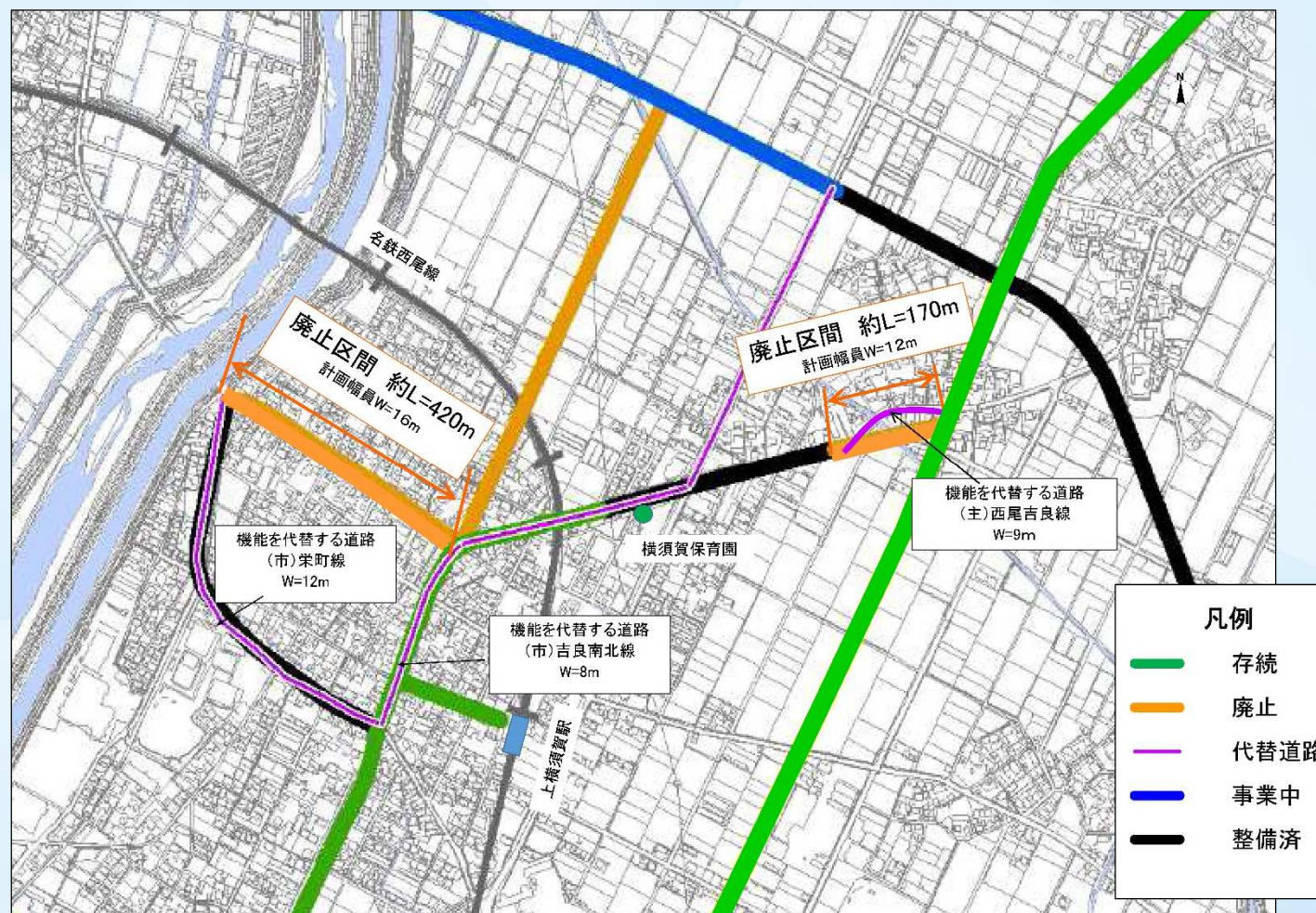


④ 変更対象路線 「3・5・74号 木田吹貫線」

一部区間の廃止

左側の廃止区間南側には、2車線で両側歩道を有する市道栄町線、右側の廃止区間には、主要地方道西尾吉良線の現道があり、円滑な交通処理を行っています。

左側の廃止区間は、古くからのまちなみが形成されており、計画通り整備した場合まちなみへの影響が懸念されます。また、右側の廃止区間の沿線では今後も市街地拡大は見込まれないことから、約590mの区間について都市計画を廃止します。



④ 変更対象路線 「3・4・23号 岡崎一色線」

一部区間の廃止

廃止区間の西側には、2車線の主要地方道路豊田一色線があり、(都)衣浦岡崎線と(都)衣浦蒲郡線を結ぶネットワークを形成するとともに、円滑な交通処理を行っています。

都市計画決定後、福地地区や一色地区などの沿線では、当初見込んでいた市街化が進まず、また今後も見込まれないことから、鉄道との立体交差を含めた約1,450mの区間について都市計画を廃止します。

なお、別途市道の事業化検討を進めており、地域の皆様へ事業説明等を行ってまいります。

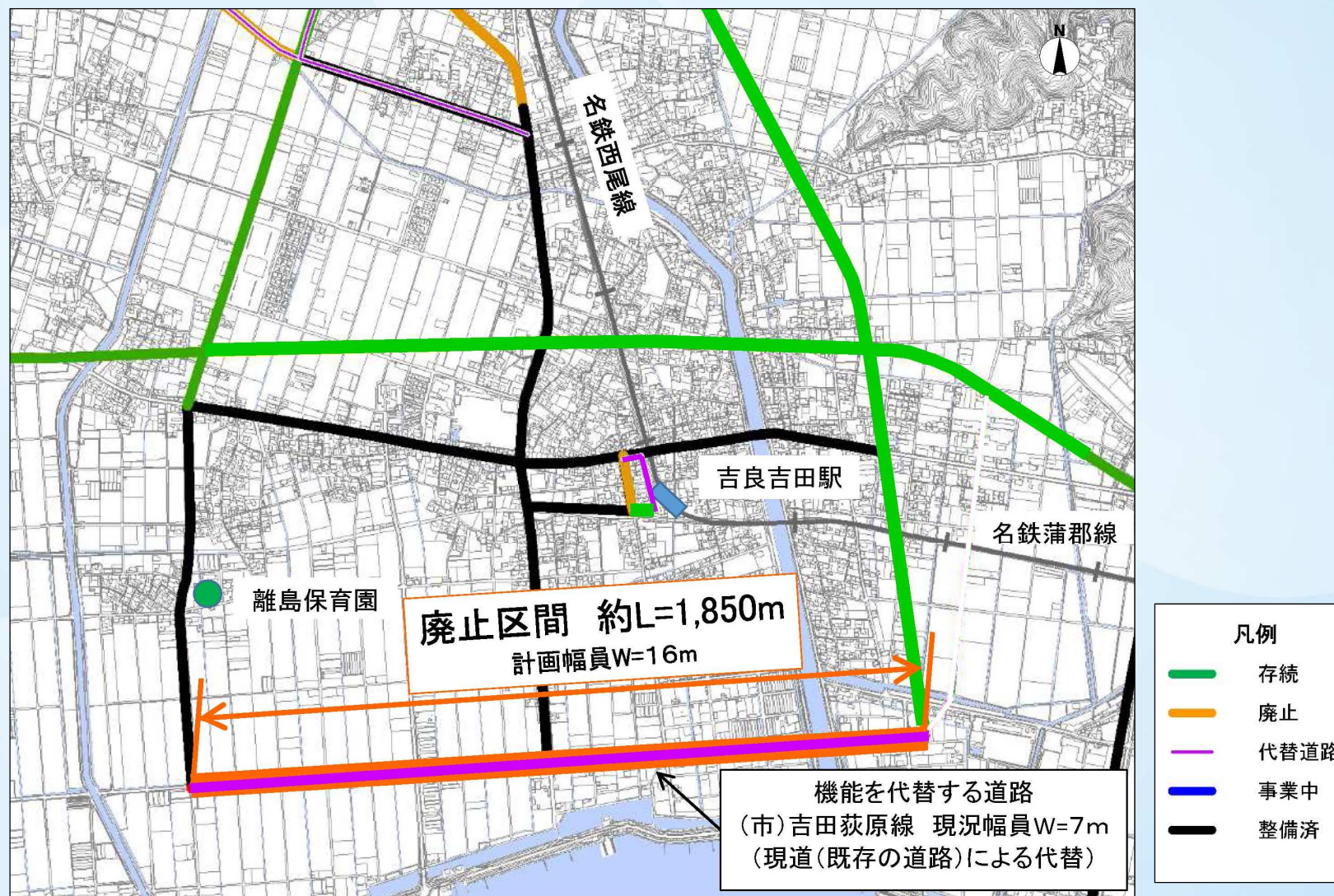


④ 変更対象路線 「3・4・354号 吉田荻原線」

一部区間の廃止

廃止区間の同位置には、2車線の市道吉田荻原線があり、当該区間のネットワークを形成するとともに、円滑な交通処理を行っています。

都市計画決定後、沿線では当初見込んでいた市街化が進まず、また今後も見込まれないことから、約1,850mの区間について都市計画を廃止します。

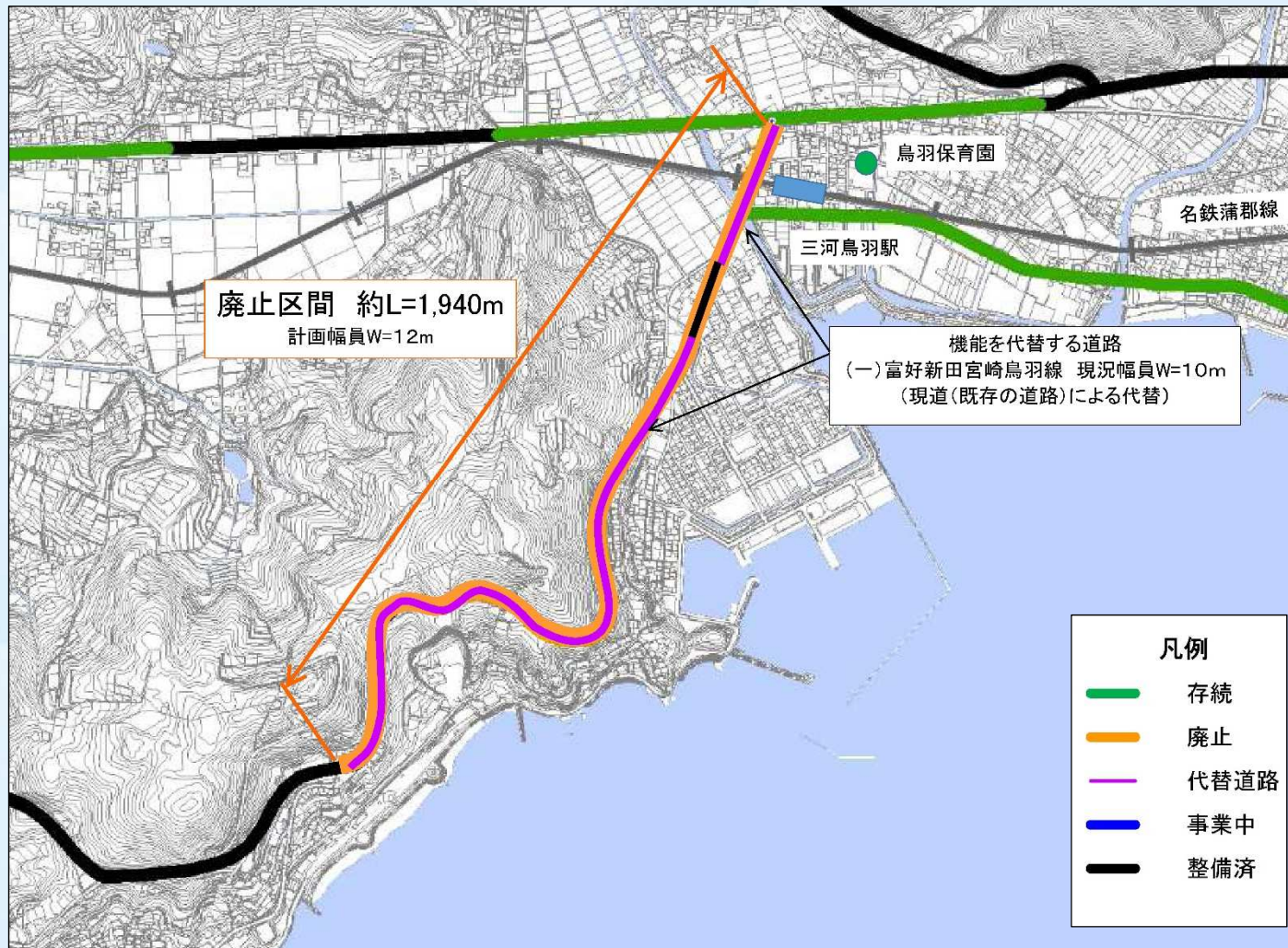


④ 変更対象路線 「3・5・85号富好新田宮崎鳥羽線」

一部区間の廃止

廃止区間の同位置には、2車線の一般県道富好新田宮崎鳥羽線があり、鳥羽地区から宮崎海岸へのネットワークを形成するとともに、円滑な交通処理を行っています。

都市計画決定後、当初見込んでいた海岸地域の更なる観光開発が進まず、将来交通量の増大も見込まれなくなったため、約1,940mの区間について都市計画を廃止します。

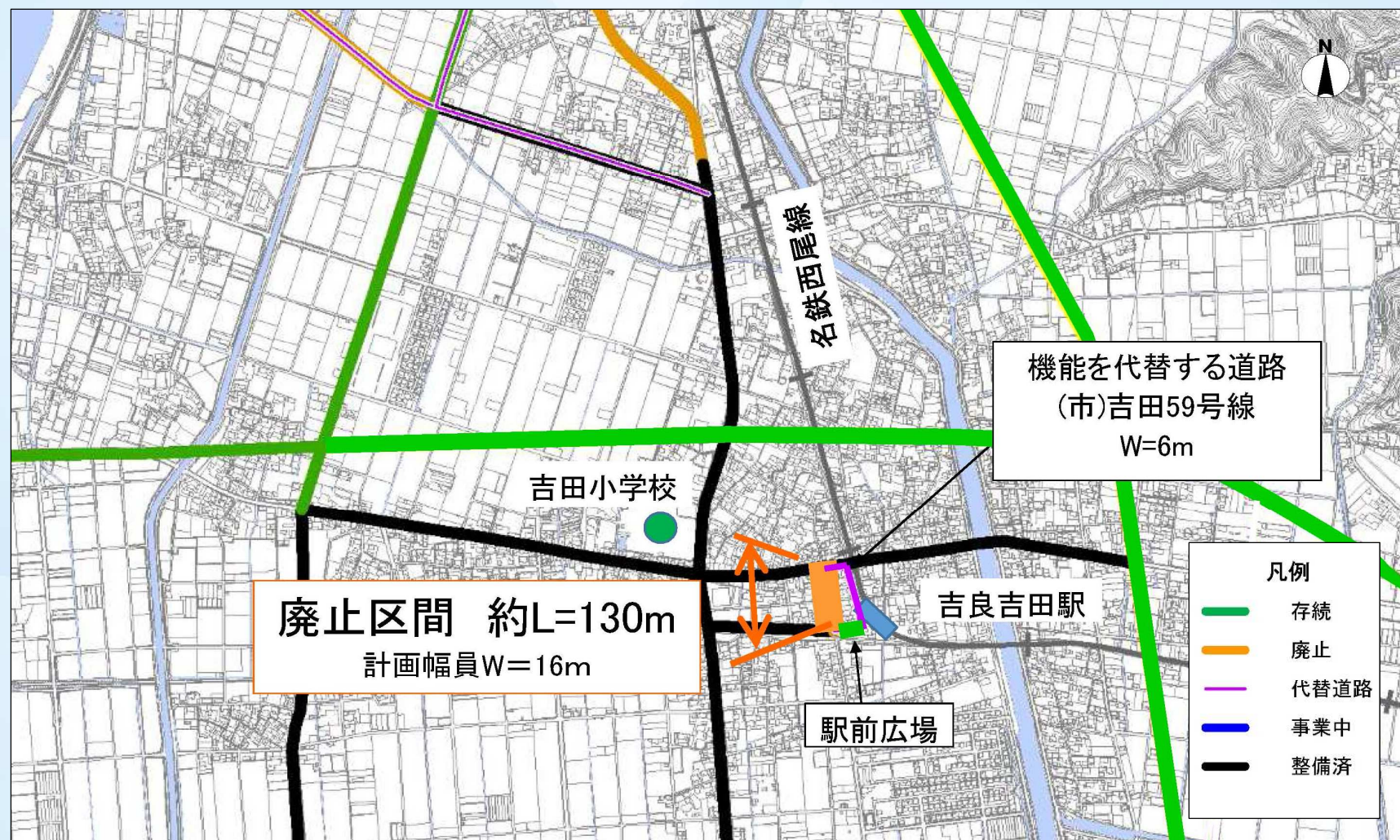


④ 変更対象路線 「3・4・353号 吉田駅前線」

一部区間の廃止

廃止区間の東側には、市道吉田59号線があり、名鉄吉良吉田駅へのネットワークを形成しており、円滑な交通処理を行っています。

現道を基準に市街地が形成されており、計画通り整備することによる既存の商業系まちなみへの影響が懸念されるため、約130mの区間について都市計画を廃止します。



⑤ 今後（計画の廃止後）について

- 都市計画の廃止手続き後は、計画線にかかっている土地の建築制限がなくなります。

都市計画法第53条の規定により、その区域内に建築物を建築する場合、許可が必要となり、建築物の構造に制限がありました。その制限がなくなります。

- 既存道路（現道）は今後も引き続き必要に応じた道路改良や維持管理を実施します。

都市計画道路を廃止した路線（区間）には、同一位置に既存の道路が含まれる場合があります。都市計画の廃止後は、都市計画に沿った整備はしませんが、今後引き続き、現道では必要に応じて道路改良や維持管理などを実施してまいります。

⑥ 今後のスケジュール（予定）

